

# 住宅手当のしおり

(いわき市版)

離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住宅手当緊急特別措置事業のご案内～

## 住宅手当とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：住宅手当基準額を上限として、収入に応じて調整された額を支給  
(単身3.0万円 複数4.0万円)  
支給期間：最長6か月間(一定の条件により更に3か月間の延長可能)  
支給方法：大家等へ代理納付

## 住宅手当を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 平成19年10月1日以降に離職した方
- ② 離職前に主たる生計維持者であった方(離職した方であって、離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方  
(※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、自治体での月2回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募等が必要です。)
- ④ 住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入の合計額が次の金額である方  
単身世帯：11.4万円未満  
2人世帯：17.2万円以内  
3人以上世帯：21.2万円未満  
〔離職等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが明らか方については、申請日の属する月の申請も可能〕
- ⑥ 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方(単身世帯：50万円 複数世帯：100万円)
- ⑦ 国の住居等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)及び自治体等が実施する類似の貸付又は給付等を、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が受けていないこと

## 住宅手当の支給額

### 単身世帯

月収が8.4万円以下の方の住宅手当支給額は住宅手当基準額(3.0万円)となり

ます。

月収が8.4万円を超え、11.4万円未満の方は住宅手当支給額は以下の数式で算定された額となります。

$$\text{住宅手当支給額} = 3.0\text{万円} - (\text{月収} - 8.4\text{万円})$$

#### 2人世帯

月収17.2万円以下の方の住宅手当支給額は住宅手当基準額（4.0万円）となります。

#### 3人以上世帯

月収17.2万円以下の方は住宅手当支給額は住宅手当基準額（4.0万円）となります。

月収が17.2万円を超え、21.2万円未満の方は以下の数式で算定された額となります。

$$\text{住宅手当支給額} = 4.0\text{万円} - (\text{月収} - 17.2\text{万円})$$

### 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や、住宅手当受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

#### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯／月20万円以内（単身15万円以内）  
最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

### 住宅手当支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

#### ※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付などによる支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

貸付利子：無利子、連帯保証人：不要

## 住宅手当の申請をするために必要なもの

- ◆ 住宅手当受給申請書（縦3cm×横4cmの写真を添付）
- ◆ 本人確認書類  
次の本人確認書類のいずれか  
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し
- ◆ 離職関係書類  
平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し（離職票等がない場合には、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
- ◆ 収入関係書類  
申請者及び申請者と生計と一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ◆ 預貯金関係書類  
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ◆ ハローワークの発行する「求職申込み・雇用施策利用状況連絡票」又は「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」、及び「求職受付票（ハローワークカード）の写し」

## 住宅手当の申請から決定まで

### <住宅を喪失している方の場合>

- ◆ 住宅手当の支給申請
  - ・ 必要書類を添えて、申請書を住宅手当窓口に提出します。
  - ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配付されます。
  - ・ 本手当の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。
- ◆ 入居予定住宅の確保
  - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、本手当の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保していただきます。原則として、探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
  - ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
  - ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてもらいます。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参してハローワークにて求職申込みを行っていただき、ハローワークの担当者から受理状況を記入してもらいます。既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者から記入してもらいます。併せて、関連する他の雇用施策による給付・貸付けを受けていないことの確認を受けて、ハローワーク窓口から記入・発行してもらいます。

※ ハローワーク窓口から事前に「住宅手当・総合支援資金連絡票」の発行を受けている場合はこの手続きは不要です。

◆ 住宅手当の確認書類を提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を住宅手当窓口へ提出してください。
- ・ ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の発行を受けた場合には、求職受付票（ハローワークカード）の写しを添付して、確認票を住宅手当窓口へ提出していただきます。

◆ 住宅手当の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住宅手当不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住宅手当不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡していただきます。
- ・ 「住宅手当支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住宅手当支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の申込みが可能です。
- ・ 住宅手当受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援貸付資金（生活支援費）の申込みが可能です。

※ 貸付の申込みにあたっては審査があります。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住宅手当支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結していただきます。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示していただきます。
- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。

なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な

方の場合には、通常契約をなると考えられますが、混乱を防ぐため住宅手当対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出していただきます。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

#### ◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行っていただきます。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

#### ◆ 住宅手当支給の決定

- ・ 既に「住宅手当受給対象者証明書」が交付されていますが、実際に手当の支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を実施主体に提出していただきます。
- ・ 「住宅手当支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住宅手当状況就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 住宅を確保している不動産業者等に対して「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出していただきます。
- ・ 住宅手当は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住宅手当支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出していただきます。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

### <住宅を喪失するおそれのある方の場合>

#### ◆ 住宅手当の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を住宅手当窓口に出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配付されます。

#### ◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

#### ◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を持参してハローワークにて求職申込みを行っていただき、ハローワークの担当者から受理状況を記入してもらいま

す。既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者から記入してもらいます。併せて、関連する他の雇用施策による給付・貸付けを受けていないことの確認を受けて、ハローワーク窓口から記入・発行してもらいます。

※ ハローワーク窓口から事前に「住宅手当・総合支援資金連絡票」の発行を受けている場合はこの手続きは不要です。

#### ◆ 住宅手当の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行をうけた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、住宅手当窓口へ提出してください。
- ・ ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の発行を受けた場合には、求職受付票（ハローワークカード）の写しを添付して、確認票を住宅手当窓口へ提出していただきます。

#### ◆ 住宅手当の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合には「住宅手当支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住宅手当常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出していただきます。
- ・ 住宅手当は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住宅手当不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住宅手当不支給決定となった旨連絡していただきます。

#### ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住宅手当受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

### 住宅手当受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、自治体の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。
- ◆ 少なくとも毎月1回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、ハローワークへ出向いて職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ また、毎月2回以上、自治体の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住宅手当常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告していただきます。

- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月2回の支援員との面接の際に「住宅手当常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、住宅手当窓口に報告していただきます。

### 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めのない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を実施主体へ提出していただきます。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住宅手当窓口に毎月提出していただきます。

### 一定の要件を満たせば3ヶ月間の延長が可能です

- ◆ 住宅手当の受給期間である6ヶ月が終了する際に、一定の要件を満たしていれば更に3ヶ月間受給することが可能です。  
（要件）
  - ・ 受給中に誠実な就職活動を行っていたこと
  - ・ 世帯の収入・預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住宅手当の受給期間の延長を希望される方は、当初の受給期間である6ヶ月の最終月になったら、収入・預貯金が分かる書類を準備して、住宅手当窓口へお越しください。

### 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合にのみ、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住宅手当支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し単身世帯であれば8.4万円以下、3人以上世帯であれば17.2万円以下に至った場合。
- ◆ 住宅手当窓口に申請書を出していただく必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、住宅手当窓口へお越しください。

### 住宅手当を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回以上のハローワークでの就職相談、毎月2回以上の実施主体の支援員等による面接又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給が中止されることがあります。

- ◆ 手当受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から手当の支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から手当の支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することがあきらかになった場合は、直ちに手当を中止します。
- ◆ 本手当の支給を中止する場合には、「住宅手当支給中止通知書」を交付します。

### 住宅手当を返還していただく場合があります

- ◆ 本手当の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した手当の全額又は一部について返還を求めるとともに、以降の住宅手当の支給も中止することになります。

○お問い合わせはお住まいの地区の保健福祉センターへ○

平地区保健福祉センター	TEL 22-7459 (直)
小名浜地区保健福祉センター	TEL 54-2111 (代)
勿来・田人地区保健福祉センター	TEL 63-2111 (代)
常磐・遠野地区保健福祉センター	TEL 43-2111 (代)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	TEL 27-8693 (直)
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	TEL 32-2114 (直)
小川・川前地区保健福祉センター	TEL 83-1329 (直)

平成22年4月作成

いわき市保健福祉部保健福祉課

〒970-8026 いわき市平字梅本21番地

TEL 0246 (22) 7450